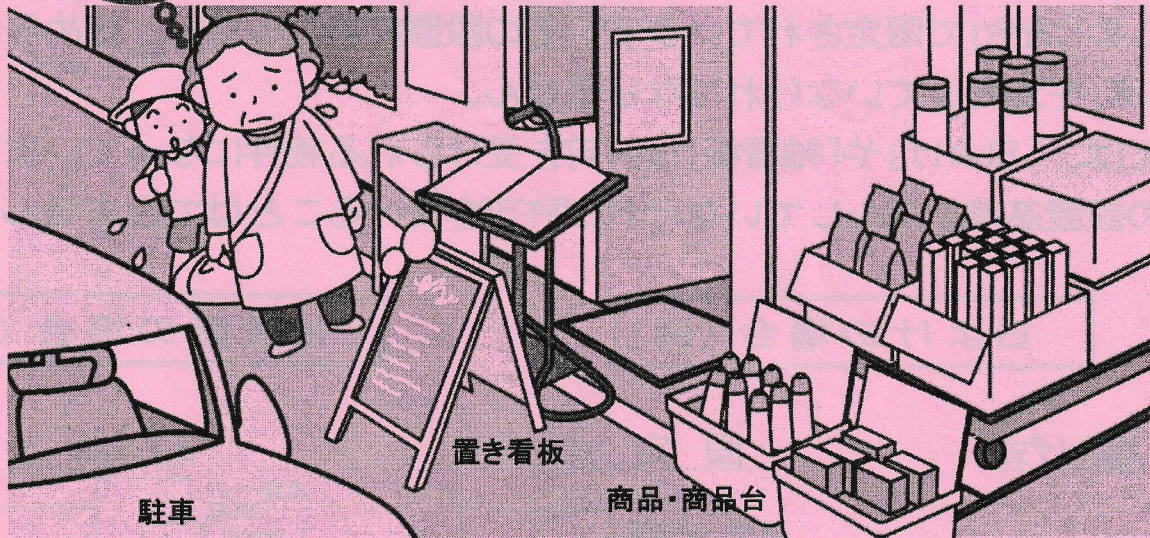


# 商品台・置き看板などを 道路に置かないで！

通れない！



道路は、みんなのものです。  
誰もが安心して通行できるように、道路は  
常に広く、安全にしておくことが必要です。  
みなさんのご協力をお願いします。

道路を次のように使用することは、**禁止**されています。

- \* 路上に**置き看板・のぼり旗・ベンチ**を置くこと。  
(店名や商品名などを記入したもの)
- \* 路上に**商品**や**商品台**などをせり出して置くこと。
- \* 路上に**植木鉢**や**粗大ゴミ**などを放置すること。
- \* 路上に**資機材**を置いたり、**作業場**として使用すること。
- \* 道路と宅地との段差解消のために、側溝上(道路わき)に**鉄板**や**ブロック**などを置くこと。
- \* 道路にはみ出して、**家屋**や**堀**などを築造すること。
- \* 道路を**汚したり**、**損傷**させること。
- \* 荷卸しのため、道路に**長時間駐車**すること。

問合せ先

目黒区土木管理課  
碑文谷警察署

電話 5722-9426  
電話 3794-0110



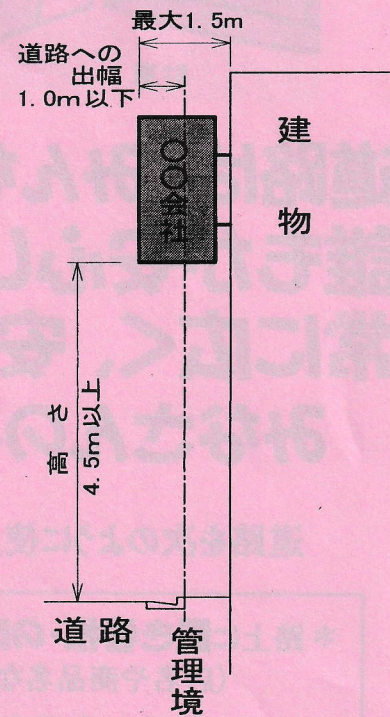
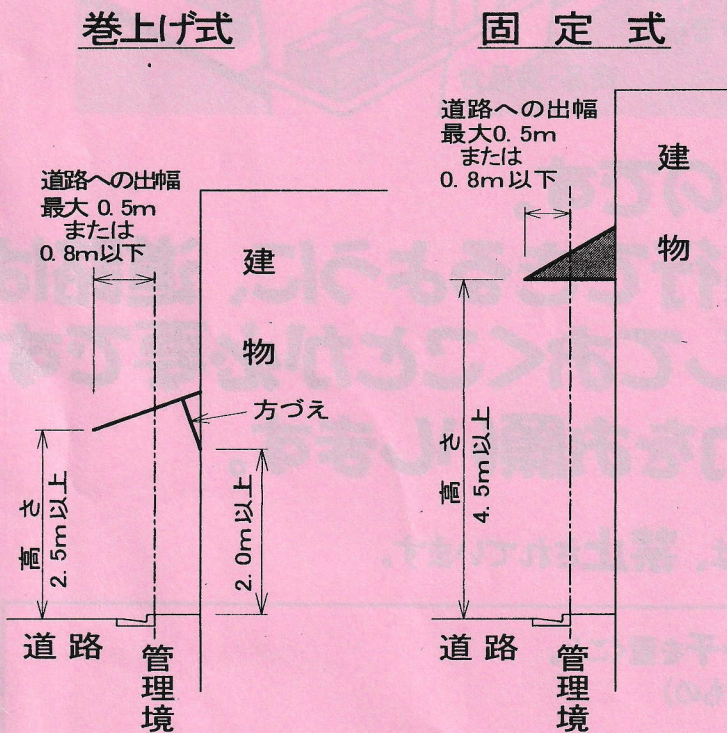
# 道路を通行以外に使用する場合は 許可が必要です。

許可を受けるには、道路管理者に道路占用の申請が必要です。同時に、所轄警察署にも道路使用の申請が必要です。なお、許可を受けられる物件はあらかじめ「法令」で限定されています。その設置にあたっては、定められている「基準」を満たしていなければなりません。

例えば、「日よけ」や「袖看板」は許可を受けられる物件になっていますが、下記の設置基準を満たしていなければ許可を受けることはできません。

## 日よけの場合（例）

## 袖看板の場合（例）



\* 日よけの道路に面する部分および側面には、布等を吊り下げないでください。

\* 看板を単独の柱に取り付ける場合、その柱を道路上に設置することはできません。

この基準は、車道の上空に設置する場合の制限値です。

歩道の上空に設置する場合には、基準が変わります。

## 問合せ先

目黒区土木管理課土木監察係

電話 5722-9426

碑文谷警察署

電話 3794-0110